

但、飛脚會所迄着申に付、小遣一人指添宅に參候。しらべ無相違候はゞ、三度は相返し、小遣一人爲待置、右之紙面共渡候。會所小遣申談、何茂可持參旨可申付事。

一、會所泊り番人

二人 足輕

二人 火之番

二人 小遣

一、會所取次足輕・火の番・小遣小者・日用等懸替候節、誓詞不仕内は泊り番不仕筈之事。

一二 御横目等役引之節之儀覺

一、會所御横目役引之節は、同役の案内有之事に候。其節は會所御横目役引旨申越候間、御横目中は罷出候様可被仰談旨、口上に而御用番に申上候。御横目中は茂、同意紙面に而申遣候。御用番御退出以後は、御宅に罷越申上候筈に候。但、出勤之砌も御用番に御届申筈に候事。

一、御料紙奉行兩人共役引に而、御用指支申趣、執筆木村平助に相達候所、當分奉行神保吉郎平被仰渡、西正月四日

より被相勤候事。

一三 堂形御土藏に有之鐵之儀覺

一、堂形御土藏に有之鐵、御鐵炮御用等其裁許より申來御用之節、會所之御横目同道に而、堂形奉行申談、御入用程取出し、堂形奉行中井同役合印に而封付候。尤御横目は見届迄に而、相封は不致候事。

一四 御飛脚・町飛脚申渡候儀覺

一、江戸・京町飛脚は、御在國は御用所、御留守は御年寄衆御用番より、御用之品相渡申候。御在國御書入は罷出受取申候。御用所より添紙面被相渡、受取帳に受取相調、致判形、其品坊主に申付、裏御式臺迄爲持出、御支關番に申付、御小人に爲持申候。會所に而は留書に相渡、夫々認申付、御書入に而無之候得ば、御用所より爲持被越、罷出不申候。外御用に而罷出候序に被相渡候へば、何に而茂受取罷越申候事。御次よりは、何に而茂御近習頭衆被相渡候事。

一、中飛脚等會所出申節は、御用所等申談次第之事。御書

入・御印物入右同斷。

一、割場出に而御飛脚等出候節、御荷物有之候へば、上認申付、割場へ可相渡候。御次頭中等被相渡候節は、請取罷越、半日に候へば、認役人口張有之候へば、紙細工人茂申遣相認候事。

一、町飛脚等に相渡候御荷物、馬附・人足持之趣とくと承合、罷越候事。金銀は員數上に書付、請取申筈。

一、二之御丸・金谷御廣式御用、京都・大坂・江戸に申遣候品は、原九左衛門等印形之紙面を以、御注文等に指添申來、則夫々申遣候。右返書には、判形不仕候事。

一、大正寺に被遣候御用之品は、淺野屋次郎衛に渡遣、又京都町飛脚にも遣候事。

一、御用所より相渡申候御書入、澁張箱、會所より上包は唐油紙迄に而包、御飛脚に相渡候。飛脚之者方に而、御用長持に入罷越候由之事。

一、江戸并京都に遣候送之紙面には、銀子入之紙面など遣候而も、判形には不及候事。

一、人足持は五貫目當り之事。

一、早飛脚添紙面には、刻附調遣候。中飛脚には刻付調申に不及候。割場より刻附申遣候由之事。

一五 尺長荷物碓氷過書之儀覺

一、所々より江戸爲御用遣候御荷物、尺長に候へば、或は割場に候へば、右奉行印形紙面指出次第、碓氷御關所通手形左之通相調指遣申筈。會所出之荷物は、請取候もの斷次第相渡遣候事。

但、新役之者判印鑑遣不申。過書有之節古役連名に而遣候。重而より見合被成候事。

覺

一、何箇 荷物

右者從金澤江戸に指越候荷物、尺長候得共、御制禁之類入不申候。爲其如此御座候。以上。

何月 日

内 誰 判 印

碓氷御關所御番衆中

但、尺三尺五六寸より長く、重き御荷物には調遣す。